

春日部市広告掲載納税通知用封筒の無償提供者募集要領

この要領は、限られた財源の中、経費節減を目的として、春日部市の税務関係課が使用する納税通知用封筒の無償提供者を募集するにあたり、必要な事項を定める。

1 無償提供するもの

- ・納税通知用封筒（納税通知書等を送付するための封筒で、広告が掲載されたもの）
- ・募集区分・枚数や規格等の仕様等は、明細書及び別紙仕様書のとおりとする。

2 使用課

- ・財務部市民税課、資産税課、収納管理課

3 使用期間

- ・令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで
- ・令和10年4月以降において、令和10年3月に発生した通知を送付する際、封入封緘の事務工程の都合上、旧封筒を使用することがある

4 納品期日及び規格等

- ・フラップ部の斜めの形の部分は、端から23mm以上とする。
- ・機械封入のあるものは、フラップ部分を折った状態で納品すること。
- ・封筒内側窓素材の貼付の位置は、フラップ折りの位置から4mm以内とする。
- ・封筒貼り合わせの方法は、内カマス貼とする。
- ・納品期日や詳細な規格については、明細書及び別紙仕様書のとおりとする。
- ・その他、別紙仕様書のとおりとする。

5 広告掲載の基準

- ・春日部市広告掲載要綱第3条第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる業種、事業者又は内容の広告は、納税通知用封筒に掲載しない。また、無償提供者は、納税通知用封筒フォーマット及び各広告掲載者の市税納付状況調査同意書を市長に事前に提出し、審査を受けることとする。
 - (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
 - (2) 本市の市税を滞納している事業者
 - (3) 氏名、肖像等を本人に無断で使用したもの、又はその表現が模倣、盗作等と認められるもの
 - (4) 射幸心・投機心を煽る広告
 - (5) 意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告
 - (6) たばこに係る広告
 - (7) 懸賞、賞品広告、クーポン広告
 - (8) 使用者の体験談、感謝の言葉等を掲載した広告
 - (9) 春日部市に関連するもので下記の事項に該当するもの

- ア. 春日部市を中傷するもの
 - イ. 春日部市の社会的な評価を低下させる恐れのあるもの
 - ウ. 春日部市が広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現があるもの
- (10) 春日部市が作成したものと誤認を与える恐れのある表現をしているもの。
- (11) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの

6 募集期間

- ・令和8年7月23日（木）～令和8年8月7日（金）

7 応募資格

- ・住所を有する市町村の市町村民税（法人又は個人）を、納期到来分について完納していること。
- ・応募時に、春日部市において入札参加の指名停止の処分を受けていないこと。

8 提出書類

- (1) 広告掲載納税通知用封筒無償提供申込書
 - (2) 登記事項証明書（法人又は個人で商号を登記している場合）又は身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの）」等
ただし、春日部市建設工事等入札参加資格者名簿又は春日部市物品売買等入札参加資格者名簿に登載されている者は除く。
 - (3) 住所を有する市町村の市町村民税（法人又は個人）にかかる納税証明書
 - (4) 過去に実績がある場合、無償提供した実績一覧（様式任意）及び封筒の見本
- ※登記事項証明書（身分証明書）、納税証明書については、発行日から3か月以内のもの

9 申込書等提出方法

- ・〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 春日部市財務部市民税課宛、簡易書留で郵送（当日消印有効）又は直接持参

10 質問書の受付期間及び提出方法

- ・令和8年7月23日（木）から令和8年7月31日（金）17時まで
 - ・春日部市財務部市民税課メールアドレス宛、任意の様式にて送信
市民税課メールアドレス（shiminzei@city.kasukabe.lg.jp）
市民税課電話番号（直通048-796-5413）
- ※メール送信後、必ず電話確認すること。

11 回答書の閲覧及び場所

- ・令和8年8月4日（火）から令和8年8月7日（金）まで
- ・春日部市公式ホームページ

1 2 無償提供者選定方法

- ・提出書類に基づき、財務部市民税課にて審査し、無償提供者を選定する。
なお、審査の結果、適当とする無償提供の申請者が、同一の申込み区分内に複数いる場合は、抽選により無償提供候補者順位を決定する。

1 3 協定書の締結

- ・市が無償提供者から納税通知用封筒の無償提供を受けるときは、納税通知用封筒の作成及び無償提供について、市と無償提供者の間で協定書を取り交わすものとする。